平成２８年（フ）第９１１号
神戸市須磨区須磨浦通５丁目３番５号前田文化２階北
債務者　内村　一志
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９２８号
神戸市長田区庄山町１丁目５番12号きとらハイツ202号、従前の住所神戸市垂水区学が丘３丁目３番８－208号
債務者　山下　大輔
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９３７号
神戸市兵庫区上庄通２丁目２番11号
債務者　鎗本　久美
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９４０号
神戸市長田区寺池町２丁目８番25号カーサビアンカ203号、従前の住所神戸市長田区上池田２丁目３番６号
債務者　藤田　菜生
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２７号
鳥取県倉吉市米田町２丁目104番地　セレブレイトⅡ103（旧住所　大阪府門真市下馬伏町６番18－101号・鳥取県倉吉市鴨河内2543番地１）
債務者　井上　幸子
1　決定年月日時　平成28年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２８年（フ）第６４２号
広島県廿日市市林が原１丁目８番13－２号
債務者　今田　朋子（旧姓大塚）
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７１６号
広島市南区宇品東７丁目６番４－103号　南Ｂ
債務者　櫻井　貴博
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７５６号
広島市南区東雲２丁目12番３－401号
債務者　池本沙代子
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７５７号
広島市南区出汐３丁目２番14－202号
債務者　富士谷公子
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５３号
鹿児島県奄美市名瀬佐大熊町２番６－101号
債務者　東江　優斗
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２８年（フ）第１０６号
鹿児島県姶良市加治木町反土2148番地10
債務者　林　　隆幸
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第３１３号
沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平201番地１
Ｒｅｓｉｄｅｎｃｅ　Ｋ　104号室
債務者　石村　淳子
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第９８号
北海道余市郡余市町栄町187番地、前住所北海道余市郡余市町美園町196番地
債務者　高橋亜矢子
1　決定年月日時　平成28年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第１１２号
宮城県遠田郡涌谷町字渋江95番地３　レオネクストＣＯＣＯわくや102号室
債務者　小泉　勝利
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第２３１号
金沢市みどり２丁目１番地１　市営住宅Ｈ３棟３－１号
債務者　石山　昌宏
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２８８号
金沢市新保本２丁目501番地２　Ｎ・Ｉ・スタジアム405号
債務者　水橋真紀子
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２９４号
石川県野々市市藤平田２丁目176　プルミィエ・シンワ403号室、住民票上の住所大阪府寝屋川市黒原橘町29番３号
債務者　野田恵美子
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
金沢地方裁判所民事部